

令和6年度シニアリーダー養成講座・地域活動支援業務委託

企画提案実施要領

1 目的及び趣旨

本市では、年齢や心身の状況等によって高齢者を分け隔てることなく、だれでも一緒に参加することのできる介護予防活動の地域展開を目指して、市が介護予防に資すると判断する住民主体の通いの場等の活動を地域の実情に応じて効果的かつ効率的に支援することを目的として、介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の45第1項第2号に規定する一般介護予防事業のうち、地域支援事業実施要項（令和4年3月28日付厚生労働省老健局長通知）別記1（2）イ（ウ）に規定する地域介護予防活動支援事業の一環として平成27年度から本市全域において通称シニアリーダーと呼ぶ住民主体のボランティア活動を基にした高齢者向け介護予防体操教室を展開している。

そこで、シニアリーダーのボランティア活動である、市域内における高齢者向け介護予防体操教室の運営支援や、養成講座の運営を始めとしたシニアリーダーとして活躍できる人材養成を行うシニアリーダー事務局を担う事業者を企画提案方式により募集し、提案内容と総合的に審査して決定する。

2 委託業務の概要

(1) 名称

令和6年度シニアリーダー養成講座・地域活動支援業務委託

(2) 概要

ア 業務の内容

(ア) シニアリーダー養成講座運営

(イ) シニアリーダー活動支援

詳細は別紙「令和6年度シニアリーダー養成講座・地域活動支援業務委託基本仕様書」のとおり

イ 委託期間

令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

ウ 履行場所

基本仕様書に記載の場所で実施。

エ 委託上限金額

20,851,732円（消費税及び地方消費税相当額を含む）

3 参加に関する手続き

(1) スケジュール（予定）

①	公募開始日	令和6年 2月 19日（月）
②	質問受付締切日	令和6年 2月 26日（月）
③	質問への回答予定日	令和6年 3月 4日（月）
④	参加申込受付締切日	令和6年 3月 11日（月）
⑤	選定委員会開催	令和6年 3月 22日（金）
⑥	選定結果の通知	令和6年 3月下旬

(2) 内容に関する質問

本企画提案の実施においては、現場説明会は実施しない。本実施要領及び基本仕様書等の内容について不明な点がある場合は、次の条件で質問を受け付ける。

ア 受付期間

令和6年2月26日(月)午後5時まで

イ 質問方法

質問書(様式1)を電子メールで提出すること。なお、電話、口頭、質問書(様式1)を用いない電子メール及び期限後の質問は一切受け付けない。電子メールの件名は、「令和6年度シニアリーダー養成講座・地域活動支援業務委託 企画提案質問書〇〇会社(会社名)」とし、質問書を提出するときには、必ず電話で提出の連絡をすること。

提出先Eメールアドレス：suishin.HWH@city.chiba.lg.jp

エ 質問に対する回答

令和6年3月4日(月)までに千葉市ホームページへ掲載する。回答を公開したことについて、市から質問者宛に連絡は行わない。

(3) 参加申込

参加を希望するものは次のとおり、必要書類を提出すること。

ア 提出期限

令和6年3月11日(月)午後5時 ※厳守

※日曜日、土曜日及び祝日を除く、平日の午前9時から午後5時まで

イ 提出方法

持参

ウ 提出先

千葉市保健福祉局健康福祉部健康推進課 介護予防・保健班
(千葉市中央区千葉港1番1号)

エ 提出書類

(ア) 参加申込書(様式2)

(イ) 誓約書(様式3)

(ウ) 企業概要書(様式4)

(エ) 介護予防教育や地域活動支援に関する業務の実績が分かる書類
(過去5年間のものに限る。契約書の写しを添付すること。)

(オ) 令和6年度シニアリーダー養成講座・地域活動支援業務委託 企画提案提出資料
(様式5)

(カ) 企画提案書

a 提案様式1 (実施全般に関する提案書)

b 提案様式2 (個人情報に関する提案書)

c 提案様式3 (委託金額に関する提案書)

d 提案様式4 (積算内訳書)

オ 提出にあたっての留意事項

(ア) 提出は1応募者につき1提案とする。

(イ) 企画提案書の提出部数は8部(正本1部、副本7部)とする。

(ウ) 仕様は、A4縦(横書き)とし、両面印刷、再生紙使用ともに可能。文字・図表等は白黒・カラーを問わない。なお、図表等は必要に応じて、A3版折込みも可能とする

が、この場合、A4版2ページと数えるものとする。

(エ) 企画提案書作成に用いる言語は、日本語（本プロポーザル参加者の商号又は名称、製品の商標又は名称、その他通信技術等に関する用語若しくは呼称であって、一般的に使用されているものを除く。）、通貨は日本円、単位は日本の標準時及び計量法（平成4年法律第51号）とする。

(オ) 構成は、表紙、目次、提案内容（本文）、裏表紙とする。表紙については、正本のみ応募者名を記載し、押印すること。なお、副本については、企画提案書の内容から、応募者名が判明・特定できないよう、必要な処置を講ずること。

カ 提案内容（本文）は、40ページ以内（表紙、目次、あい紙等を除く。）までとし、使用する文字のフォントサイズは、10.5ポイント以上とすること。

キ 正本（1部）については、押印、袋とじとする。副本（7部）については、内容が容易に散逸しない程度にホチキス等で止めること。なお、フラットファイルやドッチファイル等のファイルには綴じずに提出すること。

ク 企画提案書提出後の追加、変更、差替え、再提出は一切認めない。

ケ 本企画提案は、あくまでも委託業者選定の審査材料となるものであり、実際の業務遂行に当たっては、逐次千葉市と協議して決定することとなるので留意すること。

(4) 選定委員会について

応募者は選定委員会に出席し、提出資料に沿って企画提案内容のプレゼンテーションを行うこと。

ア 開催日時 令和6年3月22日（金）午前

*時間は参加申込期限以降、電子メールにより通知する。なお、応募者による時間指定はできないため、時間の調整ができるようにお願いします。

イ 開催会場 千葉市役所 本庁舎

(会場については上記電子メールで通知する。)

ウ 出席人数 一応募者3人以内とする。

エ 時 間 一応募者当たりの説明時間は20分間以内とし、その後質疑応答（15分間程度）を受ける。

オ 説明資料 提出済みの企画提案書とし、追加資料は認めない。

(5) 選定結果の通知

選定結果については、採用・不採用に関わらず、電子メールにより通知する。また、最優秀提案者については企業名・点数を、最優秀提案者以外の参加者については点数のみを、令和6年3月下旬を目途に千葉市ホームページに掲載する。なお、選定結果に関する異議申立ては一切認めない。

4 参加資格要件

千葉市内に本店又は営業所を有し、次のすべてを満たす者。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者

(2) 次のいずれにも該当しない者

ア 手形交換所による取引停止処分を受けてから、2年間を経過しない者

イ 当該業務の入札日前6か月以内に不渡手形又は不渡小切手を出した者

ウ 会社更生法（平成14年法律第154号）の更生手続開始の申立てをした者で同法に基づく裁判所からの更生手続開始決定がなされていない者

エ 民事再生法（平成11年法律第225号）の再生手続開始の申立てをした者で同法に基づく裁判所からの再生計画認可決定がなされていない者

- オ 千葉県物品等入札参加資格者指名停止措置要領（昭和60年8月1日施行）又は千葉県建設工事請負業者等指名停止措置要領（昭和60年8月1日施行）に基づく指名停止措置等を、対象業務の入札参加資格確認申請期限の日から入札日までの間に受けている者
 - カ 千葉県内において、都市計画法（昭和43年法律第100号）に違反している者
 - キ 千葉県内に本店又は営業所等を有する者にあつては、千葉県税（延滞金を含む）を完納していない者
 - ク 千葉県内に本店又は営業所等を有する者で、個人住民税の特別徴収を行うべき者にあつては、個人住民税の特別徴収を行っていない者
 - ケ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号から第6号までに該当する団体又は団体に属している者
 - コ その代表者等（法人にあつてはその役員（非常勤を含む。）及び経営に事実上参加している者を、その団体にあつてはその代表者及び運営に事実上参加している者をいう。）が暴力団の構成員等である法人
- (3) 過去5年間に、官公庁において介護予防教育や地域活動支援に関する業務契約または協定の締結実績があり、かつ、誠実に履行していること。
- (4) 令和4・5年度の入札参加資格者名簿に登載されていること。

5 事業者選定

(1) 評価基準

全てのプレゼンテーション終了後、次に掲げる審査項目、配点に基づき、審査員が採点した合計得点を集計し、最高得点を得たものを最優秀提案者として選定する。

なお、企画提案参加者が、1者であっても、原則として審査を行う。ただし、採点の合計点数が最低基準点（委員全員の合計点の6割）に満たない場合は委員による協議を行う。

評価項目	評価の視点	配点
提案企業概要・履行実績	業務経験が豊富にあり、受注者として適性があるか	10点
提案趣旨	一般介護予防事業の理念を理解しているか	10点
実施方針・実施方法	仕様書に記載の目的や業務内容に即し、効果的な実施内容となっているか	10点
効果	業務実施において介護予防の推進に見合った提案となっているか	20点
実施体制	業務内容及び配置職員数のバランスは適当か	10点
市民へのシニアリーダーの周知について	シニアリーダーの周知に関する提案は効果的か	15点
独自の提案事項	応募者の強みを生かした提案となっているか	15点
委託金額に関する提案	業務内容に対し見積額は適当か	10点
合 計		100点

(2) 提案の無効に関する事項（不適格事項）

次のいずれかに該当する場合は、無効又は失格とする。

- ア 見積額が、本要領2（2）エに記載する委託料を超過した場合
- イ 提出期限を過ぎて企画提案書等が提出された場合
- ウ 提出書類に虚偽の記載があった場合
- エ 提出書類に重要な誤脱があった場合
- オ 会社更生法等の適用を申請する等、契約を履行することが困難と認められる状態になった

場合

カ 審査の公平を害する行為があった場合

キ その他、企画提案に当たり、著しく信義に反する行為等があった場合

6 契約方法

- (1) 最優秀提案者の決定後は、最優秀提案者より改めて見積書を徴取し、詳細な業務の内容及び契約条件について協議・合意した後に、予算の範囲内で随意契約により契約締結する。
- (2) 前項の交渉が不成立の場合には、市は順次、次点以下の提案者と交渉を行い、予算の範囲内で随意契約により契約締結する。
- (3) 契約に当たり、提案者は千葉市契約規則第28条に定める契約金額の100分の10以上の金額または同28条の2に定める契約保証金に代わる担保を納めること。ただし、提案者が同29条各号に該当する場合は、これを免除する。
- (4) 本委託に係る令和6年度予算が千葉市議会において議決されない場合は、契約を行わない。
この場合、準備等にかかった費用はすべて提案者の負担とし、市は一切の責任を負わないこととする。

7 その他留意事項

- (1) 提出された企画提案書等の書類一式は返却しない。
- (2) 企画提案書など、提出書類の作成、提出に要する費用はすべて企画提案者の負担とする。
- (3) 提出書類や選定結果（不採用となった団体の名称、審査結果を含む）は、第三者から公文開示請求があった場合、千葉市情報公開条例（平成12年4月3日条例第52号）の規定に基づき、公にすることにより、当該法人又は個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものを除き、開示の対象とする。ただし、企画提案書選定期間中は、同条例第7条第1項第5号の規定に基づき、開示の対象としない。
- (4) 本企画提案に関連し知り得た情報については、千葉市の承諾を得ることなく、第三者に漏らしてはならない。

8 問い合わせ先

千葉市保健福祉局健康福祉部健康推進課 介護予防・保健班
千葉市中央区千葉港1番1号
電話 043(245)5146
電子メール suishin.HWH@city.chiba.lg.jp